1－8 退職後も引き続き被保険者になりたいとき

『任意継続被保険者資格取得申請書』

被保険者資格を喪失（退職）したあとも、いずれかの医療保険へ加入しなければなりませんが、被保険者の希望があれは、一定の条件※のもとに引き続き当組合の被保険者の資格を認める「任意継続被保険者制度」があります。

※一定の条件とは…
①資格喪失の前日まで継続して２ヵ月以上の間、強制被保険者であったこと
②資格喪失から 20 日以内に「任意継続被保険者資格取得申請書」が提出されていること
③資格喪失届と被保険者証が提出されていること

《 任意継続保険の内容 》

1. 加入期間
○任意継続加入期間は２年間となっています。

2. 標準報酬月額の決定
○被保険者の資格喪失時の標準報酬月額か、当組合の平均標準報酬月額※のいずれか低い方の標準報酬月額を用いることになります。

※当組合の平均標準報酬月額
全被保険者の標準報酬月額の平均で決まる標準報酬月額のことで、毎年9月末の全被保険者の標準報酬月額の平均により翌年度（翌年4月から）の当組合の平均標準報酬月額を決定します。

3. 保険料
○決定した標準報酬月額で算出しますが、今まで事業主が負担していた分を加えた全額が任意継続被保険者の保険料となります。

今まで支払っていた保険料 ＋ 事業主負担分の保険料
＝ 任意継続被保険者の支払う保険料
㊟ 40 歳以上 65 歳未満の方は、介護保険の第２号被保険者に該当しますので、介護保険料も併せて納入していただきます。

4. 保険給付
○強制被保険者のときと同じです。
本 人 ┐
家 族 ┘ ７割（窓口での自己負担３割）
乳幼児（義務教育就学前） ８割（窓口での自己負担２割）

5. 任意継続被保険者が資格を喪失するとき
○被保険者となった日から２年間が経過したとき
○保険料を期日までに納付しなかったとき
○75歳で後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
●任意継続被保険者から申出たとき
（国民健康保険に加入するとき、家族の被扶養者になるとき等）

●再就職等により他の健康保険制度の被保険者になったとき
●被保険者が死亡したとき
●65歳～74歳で障害認定を受けて後期高齢医療制度の被保険者になったとき
※●の事由での資格喪失の場合、「任意継続被保険者資格喪失申出書」の提出が必要となります。

6. 任意継続被保険者の記号・番号

○記号が 3 桁の場合は、その前に 2 をつけて 4 桁の数字となります。記号が 4 桁の場合は一番左の桁が 2 に変わります。
番号は今のままです。

例(3 桁)	記号	番号
在職中	101	10001
	↓	
任意継続資格取得後	2101	10001

例(4 桁)	記号	番号
在職中	1091	10001
	↓	
任意継続資格取得後	2091	10001

(1)提出期限

○資格喪失の日から 20 日以内

(2)添付書類

○事業所からの資格喪失届と当組合が発行した資格確認書
(既に提出されている場合には不要です。)
※資格確認書が返却されていない場合は、新しい資格確認書を発行するとができません。

○「自動払込利用申込書」(1-8-5 参照)
(ア)任意継続保険の保険料の払込および、給付金等の受取は、各任意継続被保険者のゆうちょ銀行口座を提出いただき、保険料の自動引落し、および給付金等の振込みをさせていただきます。
(イ)提出していただくゆうちょ銀行口座は、必ず被保険者本人名義のゆうちょ銀行口座でお願いします。
(ウ)ゆうちょ銀行の口座をお持ちでない場合には、新しく開設していただき、「自動払込利用申込書」に記入・口座届出印を捺印して、「任意継続被保険者資格取得申請書」と一緒に提出してください。

注:ゆうちょ銀行口座の届出印を、はっきりと印影がわかるように捺印してください。うまく捺印できなかった場合には、再度その余白に捺印し直してください。

○被扶養者の健康保険加入が必要な人は、今まで被扶養者として認定されていても、「健康保険被扶養者登録申請書」(1-4-11 参照)に新規入社のときと同様の書類を添付して提出してください。改めてここで審査します。

《任意継続保険資格取得時の取扱い》

任意継続保険加入手続きが終了すると、事業所を通じていろいろな手続きを取ることはなくなります。
「任意継続被保険者資格取得申請書」を退職者に渡すとき、別紙「任意継続被保険者制度について」も申請書と同時に印刷できますので、必ず一緒にお渡しください。
事業所の担当者より下記の事項について再度ご説明いただき、今後についての不明な点がありましたら、当組合に問合わせるよう、お伝えください。

(1)初回保険料

○初回保険料は資格喪失月分の保険料※となります。
自動払込が開始するまでは払込票でのお取扱いとなります。(現金不可)
また、保険料の一括払い(前納)制度も払込票でのお取扱いとなります。

※資格喪失月分の保険料とは
例えば 4 月 16 日資格喪失者の資格喪失月分の保険料とは 4 月分の保険料のことです。4 月分の給与からも保険料が徴収されますが、これは 3 月分の保険料ですので、重複していることはありません。在職中は翌月の給与控除、任意継続では当月払いとなっていますので、任意継続を希望する方に、最終の給与から控除されている保険料が何月分なのかを事前にご説明ください。

(2)資格確認書の発行

○マイナ保険証の利用がない場合、「資格確認書交付申請書」を提出してください。旧資格確認書の返却が確認でき次第発行となります。それまでは資格確認書は交付できません。マイナ保険証・資格確認書が手元にないときに病院にかかる場合は全額立替て支払い、後日療養費の請求を行ってください。もしくは病院へご相談ください。ただし、病院から当組合へ資格を照会する電話をいただきましても、回答できませんのでご承知おきください。

(3)保険料の納付方法

○自動払込開始後は、各任意継続被保険者のゆうちょ銀行口座から毎月 10 日(10 日が土、日、祝日の場合には翌営業日)に自動引落しとなります。
○保険料の一括払い(前納)制度もありますが、納付時期や納付期間が決まっておりますので前納制度の詳細につきましては、当組合へお問合せください。

(4)組合からの給付金の支給方法

○各任意継続被保険者のゆうちょ銀行口座へ当組合から直接振込みます。

(5)住所・氏名等に変更が生じたら

○必ず当組合に連絡してください。手続きのご案内をいたします。

(6)他の健康保険を取得したら

○就職して、新しく他の健康保険を取得したときは、取得日が分かるものの写しと、当組合が発行した資格確認書と「任意継続被保険者資格喪失申出書」をあわせて送付してください。
(国民健康保険に加入する、家族の被扶養者になりたいという事由での途中資格喪失が令和 4 年 1 月 1 日より可能になりました。)

太枠内を記入してください

任意継続被保険者資格取得申請書

NO.

資格喪失時の被保険者の	記号	○○○	番号	○○○○○	喪失年月日（退職日の翌日）	令和　○　年　○　月　○　日
	事業所名（会社名）	○○○○株式会社			所属名	○○部　○○課
私は別紙「任意継続被保険者制度について」の内容を了承のうえ、下記の通り申請します。					性別	男 ・ 女
（フリガナ） （氏名）		○○　○○○ ○○　○○			生年月日	昭・平・令　○○　年　○　月　○　日
住所	（〒○○○－○○○○）※マンション・アパート名も記入 ○○　都府　道県　○○○市○○○町○○○－○					
電話番号	①　○○　－　○○○○　－　○○○○				②　○○○　－	
扶養の有無	無・有　（有のときは、新たに審査が必要となりますので扶養登録申請書と状況に応じた必要書類を添付してください					
納付方法の選択	1．毎月 まずは払込票で払込 その後毎月口座から引落		2．半年前納 初回分と９月分（３月分）までを払込票で払込 その後半年ごとに払込票で払込		3．１年前納 初回分と３月分までを払込票で払込 その後１年ごとに払込票で払込	

T14－202503

固定電話と携帯電話など、2つ以上番号をお持ちの方は、日中連絡のとりやすい順にお書きください。
Excelで入力の方は「0」を最初に入力する場合（'）をつけてから入力してください。

1，2，3のいずれかに○をつけてください

健保使用欄	
常務理事	標準報酬月額 千円
事務長	介護保険料 有・無
	資格照合
担当者	証回収

健保受付印

・ご［illegible］e Life」等の送付物の配送を委託するため、運送業者等に住所・氏名等の個人情報の提供を行うことをご了承いただいたものとさせていただきます。

・自動払込利用申込書（Ａ４）を必ず添付してご提出ください。

本社担当者および本社責任者が捺印

所属担当者および所属責任者が捺印

事業所		所属	
印	印	印	印

自動払込利用申込書

記入

「ダウンロード専用」

承認番号：ＹＫＤ０００６４

自動払込利用申込書（収　加）

種目コード		166								契約種別コード	28
通常貯金口座の	記号	1	2	3	4	0	※			6桁目があるときは※欄に記入	
	番号	1	2	3	4	5	6	7	1	右から詰めて記入・8桁に満たないときは頭に「0」を記入	
	フリガナ	セイブ　タロウ								口座届出印	印
	お名前	西武　太郎									※印影が不鮮明なときは金自に再度捺印
払込先口座番号		00580－9－41040								払込先加入者名	西武健康保険組合
払込開始月		年　月から								払込日	毎月10日（休業日の場合は翌営業日）
収納企業住所		〒359-0037　埼玉県所沢市くすのき台1-11-1								収納企業名称	
任意継続記号番号		－								整理番号	
自動払込利用申込書に不備がありましたら、該当箇所に○印をつけ、西武健康保険組合にご返送ください。 1. 印鑑相違　2. 印鑑不鮮明　3. 通帳記号番号相違　4. 氏名相違　5. 口座なし　6. その他（　　） 【返送先】〒359-0037　埼玉県所沢市くすのき台1-11-1　西武健康保険組合										取扱店日附印	

印影がかけないように押してください

太枠内のみを手書きで記入してください
※エラーのもとになるので文字は分かりやすくはっきりと記入してください
被保険者名義のゆうちょ銀行の通常貯金口座を指定してください

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は自動払込み規定が適用されます。

■用紙の規格について

大きさ：日本工業規格A4（拡大・縮小をしていないこと）

紙色：表裏とも白色（印字が黒色であること）

紙質：一般的なコピー用紙と同等のもの（感熱紙及びロール紙は不可）

■注意事項（必ずお読みください）

被保険者ご本人様の名義のゆうちょ銀行の通常貯金口座をご指定ください。

必ず手書きで記入してください。パソコン等による印字では受付できません。

通常貯金の利用時にお届けの印章により押印してください。

西武健康保険組合ホームページよりダウンロードしていただいたもの以外は使用できません。

また、内容を変更・改ざんしたもの・されたものは使用できません。

ゆうちょ銀行に提出せず、任意継続申請書と併せて会社を通してご提出ください。

健保受付日

＜任意継続被保険者資格喪失申出書の取扱いについて＞

令和４年１月１日から
「国民健康保険に加入したい、家族の被扶養者になりたい。」等の事由により、
任意継続被保険者から申出があった場合、資格喪失が可能となったことに伴い、
「任意継続被保険者資格喪失申出書」の提出が必要となります。

●手続き方法

・次の資格喪失事由の場合、「任意継続被保険者資格喪失申出書」(1-8-７参照)の提出が必要となります。

① 任意継続被保険者から申出があったとき
（国民健康保険に加入するとき、家族の被扶養者になるとき等）
② 再就職等により他の健康保険制度の被保険者になったとき
③ 被保険者が死亡したとき
④ 65 歳～74 歳で障害認定を受けて後期高齢医療制度の被保険者になったとき

・次の資格喪失事由の場合、「任意継続被保険者資格喪失申出書」の提出は必要ありません。

⑤ 被保険者となった日から２年間が経過したとき
⑥ 保険料を期日までに納付しなかったとき
⑦ 75 歳で後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

《①任意継続被保険者から申出時の資格喪失取扱い》

１．健康保険資格について

任意継続被保険者資格喪失申出書の受理日が月初であっても、健康保険資格は月末まで継続されます。

２．資格確認書のご返却について

健康保険資格が月末まで継続されるため、資格確認書のご返却は翌月１日以降となります。

３．保険料の還付について（納付方法が、半年前納、１年前納の方が対象）

任意継続被保険者資格喪失申出書が受理された時点の翌月初から残月がある場合は保険料が還付されます。
※任意継続被保険者資格喪失申出書を受理後に当組合において手続きいたします。

任意継続被保険者資格喪失申出書

任意継続被保険者資格喪失申出書

記号・番号を必ず記入してください

西武健康保険組合理事長　殿

被保険者欄	健康保険被保険者証の	記　号	2100	番　号	12345	健保組合
	フリガナ	セイブ　タロウ				常務理事
	氏　名	西武　太郎				
	生年月日	昭和・平成 30 年 11 月 2 日		性　別	男・女	事務長
	現住所	〒 359 － 0000　※マンション・アパート名も記入 埼玉県所沢市〇〇町1-11-2　〇〇マンション101号室				
	電話番号	04　－　〇〇〇〇　－　〇〇〇〇				

下記の事由に該当するため、申出いたします

			資格喪失証明書の有無	備　考	
資格喪失事由 ①から④の該当する□内に✓を付けてください。	① ☑	国民健康保険加入のため	⇒被保険者証等を回収後に資格喪失証明書を交付	★西武健保が受理した日の属する月の翌月1日が資格喪失日となる	取扱者
	□	家族の被扶養者になるため			
	② □	再就職したため	⇒資格喪失証明書は交付しない	★就職先の資格情報のお知らせ（資格情報通知書）もしくは資格確認書の写しを提出。 就職先の資格取得日が西武健保の資格喪失日となる。 ※西武健保加入事業所の場合は写しは不要。	
	③ □	被保険者が死亡したため	⇒被扶養者がいる場合は資格喪失証明書を交付	★死亡日の翌日が資格喪失日となる。	
	④ □	65歳～74歳で障害認定を受けた方で後期高齢者医療制度の被保険者となったため	⇒被扶養者がいる場合は資格喪失証明書を交付	★後期高齢者医療被保険者証の写しを提出。 記載の資格取得日が西武健保の資格喪失日となる。	

★注意事項★

任意継続被保険者資格喪失申出書を提出する際は、必ず資格確認書等を①は後日、②③④は同時にご返却ください。

①の場合は、喪失日の前日まで資格が有効です。喪失日以降、資格確認書等をご返却ください。

原則として、任意継続被保険者資格喪失申出書の提出後の取り消しはできません。

②の場合は、就職先の資格情報のお知らせの写しを西武健保が発行した資格確認書等と併せてご返却ください。

③の場合は、各種手続き書類と一緒に西武健保が発行した資格確認書等をご返却ください。

④の場合は、後期高齢者医療の写しと、西武健保が発行した資格確認書等と併せてご返却ください。

※資格確認書・高齢受給者証を紛失した場合は、別途「再交付・紛失申請書」が必要となります。西武健保のホームページから印刷してください。

受付年月日